

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		サンホーム滝呂及びふれあいセンター姫の目的外使用料の減免の決定		
根拠法令及び条項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例(平成8年条例第3号)第18条</li> <li>・多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第2号)第18条</li> </ul>		
所 管 部 課 名		福祉部 高齢福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多治見市サンホーム滝呂の管理に関する規則(平成8年規則第37号)第8条第2項</li> <li>・多治見市ふれあいセンター姫の管理に関する規則(平成9年規則第109号)第8条第2項</li> </ul>		
	基 準	<p>サンホーム滝呂の管理に関する規則第8条第2項、ふれあいセンター姫の管理に関する規則第8条第2項に定めるところによる。</p> <p>規則第2項 市長は、前項の規定による申請書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、多治見市サンホーム滝呂・ふれあいセンター姫使用料減免通知書により通知するものとする。</p>		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名 ) 協議機関 日 (機関名 ) 処分機関 7日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
備 考				